

事 務 連 絡
令和3年5月14日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

諸届書の提出について（確認のお願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、算定基礎届の提出時期が近づいてまいりましたので、ご多用中誠に恐縮ですが、次の事項について、諸届書の提出もれの有無等の確認を、お願いいたします。

なお、算定基礎届の従前月額等の印字された用紙の作成は、令和3年6月2日現在の被保険者について実施する予定ですので、提出もれ等がありましたら令和3年5月31日（月）までにご提出ください。

また、昨年支払われた賞与等につきましても、賞与支払届の提出もれがないかをご確認ください。

【確認していただく事項】

事 項	提出する届出	提出時期
新規に従業員を採用したとき (注) 70歳以上の方を採用したとき(健保のみ取得)	資格取得届	5日以内
退職・死亡・長寿医療制度に加入したとき	資格喪失届	5日以内
結婚等により氏名を変更したとき	氏名変更届	すみやかに
すでに届け出た生年月日に誤りがあり訂正するとき	被保険者生年月日 訂正届	その都度
固定的賃金等の変更により報酬に著しい(2等級以上)変動があり、変動月以降の継続した3ヶ月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき ※ 特定適用事業所および任意特定適用事業所に勤務されている短時間労働者の支払基礎日数は11日以上	月額変更届	すみやかに
賞与等を支払ったとき	被保険者賞与支払届	5日以内
産前産後休業期間中に労務に従事しなくなったとき	産前産後休業取得者 申出書	その都度
産前産後休業取得者申出書の内容に変更が生じたとき(出産予定日が前後したとき等)	産前産後休業取得者 変更(終了)届	その都度
産前産後休業後に報酬が下がったとき	産前産後休業終了時 報酬月額変更届	その都度

被保険者が1歳（3歳）未満の子を養育するため育児休業を申し出たとき	育児休業等取得者申出書	その都度
被保険者が育児休業を終了したとき	育児休業等取得者終了届	その都度
被保険者が育児休業を終了し職場復帰して報酬が下がったとき	育児休業等終了時報酬月額変更届	その都度
事業主（代理人を含む）に変更があったとき	事業所関係変更届	5日以内
事業所の所在地や名称を変更したとき	適用事業所所在地・名称変更届	5日以内
介護保険の第2号被保険者で、かつ被保険者・被扶養者が国外居住者となったとき、又は帰国したとき	介護保険適用除外等該当届又は不該当届	その都度
結婚・出産等により被扶養者が増えたとき 被扶養者であった子女等が就職等により被扶養者でなくなったとき 被扶養者が長寿医療制度に加入したとき	被扶養者（異動）届	5日以内
被保険者及び被扶養者が住所を変更したとき	被保険者及び被扶養者住所変更届	その都度

（お願い）

資格取得届・資格喪失届・月額変更届の提出が、異動又は変更の時期から60日以上遡る場合は、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）の添付が必要です。

ただし、従来どおり2等級以上下がる（降給）月額変更届については、60日以上経過していない場合でも賃金台帳（写）が必要です。

また、被保険者が役員の場合は取締役会議事録（写）の添付が必要です。

※ 月額変更届については、固定的賃金の変動のあった月の前月から4カ月分の賃金台帳（写）が必要です。

※ ご不明な点がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 資 格 係

TEL 03-3866-8141

ダイヤル番号「1」

FAX 03-3851-3438